

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

平素は、一方ならぬご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金を改定させていただきます。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません

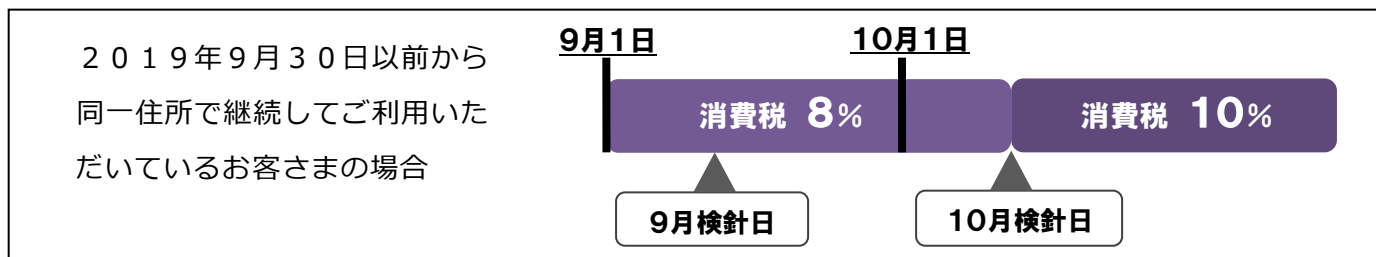
対象契約種別

ガス小売供給約款【青梅市今井1丁目382番地～591番地の許可地点を対象とする契約】

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用させていただきます。

ただし、2019年9月30日以前から同一住所で継続してガスをご利用いただいているお客さまにつきましては、消費税法に規定する「経過措置」により、10月1日以降、初めて発生するガス料金は消費税率8%を適用し、それ以降に発生するガス料金から消費税率10%を適用させていただきます。



■新旧ガス料金比較表（税込） ※ガス料金の税抜き価格は変更ございません

適用区分	新基本料金 (消費税率10%)	旧基本料金 (消費税率8%)	新基準単位料金 (消費税率10%)	旧基準単位料金 (消費税率8%)
A 8m ³ まで	742.50 円/月	729.00 円/月	497.93 円/m ³	488.88 円/m ³
B 8m ³ を超え30m ³ まで	1,259.50 円/月	1,236.60 円/月	433.31 円/m ³	425.43 円/m ³
C 30m ³ を超える	2,821.50 円/月	2,770.20 円/月	381.23 円/m ³	374.30 円/m ³

➤上記の料金は、支払義務発生日（検針日等）の翌日から20日以内（早収料金適用期間）にお支払いいただく場合に適用する早収料金です。この期間を過ぎてお支払いいただく場合は、遅収料金（3%割増）となります。特記：早収料金適用期間には更に20日の猶予期間があります。

➤実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味（算定式により算定）して毎月決定されます。

➤ガス料金は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます）の合計といたします。

$$\text{◆ガス料金（税込）} = \text{基本料金（税込）} + \text{調整単位料金（税込）} \times \text{ガスご使用量}$$

■用語の変更について

➤「ガス機器」を「消費機器」に変更する等、約款内の用語等の表記を一部変更いたします。

※今回の変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

※ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。